

湧別町水防計画の修正（案）の概要について

1 湧別町水防計画について

「湧別町水防計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、湧別町防災会議（会長：湧別町長）が作成するもの。

2 計画修正の趣旨

今回修正する内容は、全国各地で災害が多発している状況等を踏まえ、国において防災に関連する法律の改正が行われ、これに伴って「北海道水防計画」の一部修正が行われたことから、北海道の計画内容に準じて本町の計画について見直しを行うものです。

3 主な修正の概要

【第3章 重要水防区域及び水防施設】

- ・重要水防区域を時点修正（第1節）
- ・上湧別福祉会と湧別福祉会の統合による重要水防施設の管理者の修正（第2節）
- ・学校の統廃合による施設名称の修正（第2節）
- ・要配慮者利用施設への伝達方法へ防災ラインの追記（第2節）
- ・芭露水位観測所の基準水位の修正（第3節）

【第4章 予報及び警報等の伝達】

- ・水防活動用警報等の種類の修正（第1節）
- ・水防警報・注意報の発表基準の修正（第2節）
- ・大雨警報・洪水警報を補足する情報危険度分布から、浸水キキクル・洪水キキクルへ修正（第2節）
- ・浸水キキクル・洪水キキクルへの修正に伴い内容も修正（第2節）
- ・洪水予報の水位名称・発表基準・市町村・住民に求める行動の修正（第3節）
- ・津波に関する水防警報発表基準の修正（第4節）

【第7章 水防活動】

- ・水防作業における水防団員が自身の安全を確保できないと判断した場合、自身の避難を優先することを追記（第4節）

【第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置】

- ・情報の伝達方法に、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮を追記（第1節）
- ・町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告することができることを追記（第1節）